

# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

広島労働局雇用環境・均等室 電話：082-221-9247

施行日は令和3年1月1日

## 就業規則等の変更、労働者への周知をお願いします。

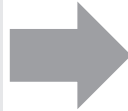
育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、  
育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります**



### <改正のポイント>

改正前

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる  
(一部労使協定による除外有)

- ▶ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ▶ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
  - ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
  - ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

**就業規則の規定例(子の看護休暇の場合)** ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

#### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください



## 「一般事業主行動計画」の策定等はお早めに！

広島労働局雇用環境・均等室 電話：082-221-9247

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が拡大されます(令和4年4月1日施行)。

現行

対象企業の範囲

令和4年4月1日～

常時雇用する労働者数  
301人以上



常時雇用する労働者数  
101人以上